

住民基本台帳ネットワークシステム秋田県代表端末(県サーバ)賃貸借等に関する質問書への回答

番号	該当項目	質問内容	回答
1	・仕様書「8(1)納入要件」 ・契約書(案)「第4条(設置期限)」、「第14条(機器の引き渡し)」	納期について遅延が発生しないよう、十分なリスク管理・調整を実施するが、受注者の責に因らない不測の事態により納入に遅れが生じる可能性が発生した場合、対応について協議させてもらうことは可能か。	予期せぬ大規模な自然災害、疫病の蔓延、あるいは予見し得ない社会情勢の急変といった、受注者の責めに帰すべからざる不測の事態により、やむを得ず納期に遅れが生じる可能性が発生した場合、速やかに状況を確認し、今後の対応について協議に応じます。
2	・入札公告「1(3)賃貸借の期間」 ・契約書(案)「第5条第2項(賃貸借の期間)」	契約書(案)に、「契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除できるものとする。この場合、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。」とあるが、示された契約期間での取引を前提に契約金額を算出するため、実際に契約解除となった場合には損害が発生する。については、当該解除条項を削除、若しくは「契約残期間の賃貸借料に相当する損害賠償の責めを負う」「別途協議する」といった内容に変更できないか。 また、過去に同様の案件で契約解除に至った事例はあるか。	当該解除条項について削除または内容の変更はいたしかねます。(当県の予算状況によっては、本契約の継続が困難となる可能性がありますことを、あらかじめご理解ください。) また、過去の契約解除事例についてですが、当課における文書保存期間内の契約案件においては、予算の減額または削除を理由として契約を解除した事例はありません。
3	・仕様書別紙4「1(2)保守要件」 ・様式4「2 本県から連絡を受けてから設置場所への到達可能時間」	「県の連絡後、おおむね1時間以内に設置場所に到達できること。」とあるが、VPNルータを設置する地域振興局も含まれるか。 同様に(様式4)への到達可能時間の記載にあたっては、県内全域の地域振興局も含めた最大想定時間とするべきか。	「県の連絡後、おおむね1時間以内に設置場所に到達できること」という条件には、VPNルータを設置する地域振興局は含まれません。第二庁舎に設置される代表端末などの主要機器を対象としており、これらの機器については、緊急時に速やかな復旧ができるよう、おおむね1時間以内の到達を厳守していただきたいと考えています。 したがって、(様式4)への到達可能時間の記入にあたっては、代表端末が設置される第二庁舎への到達可能時間を明確に「おおむね1時間以内」として記載してください。